

収入事務委託告示及び公表について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の収入事務を委託したので、同条第2項及び児玉郡市広域市町村圏組合会計規則第26条の2の規定により、告示及び公表をする。

I 齋場収入事務委託内容

- 1 委託年月日 令和5年4月1日
- 2 収入事務受託者 所在地 埼玉県本庄市小島南三丁目11番15号
名称 株式会社 サニタリーセンター
代表者 代表取締役 木村文男
- 3 委託事務の内容 児玉郡市広域市町村圏組合立齋場の設置及び管理に関する条例第9条に規定する使用料の収納事務
- 4 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで